

平成18年2月定例会

〔 会期 平成18年 2月17日(金) 1日限 〕
〔 場所 公設庄内青果物地方卸売市場 会議室 〕

平成18年第1回庄内広域行政組合議会
2月定例会会議録

平成18年2月17日(金曜日)午後3時30分 開 議

出欠席議員氏名

議 長 吉 田 義 彦

出 席 議 員 (22名)

1 番	佐 藤 忠 智	2 番	齋 藤 周
3 番	後 藤 仁	4 番	佐 藤 猛
5 番	千 葉 衛	6 番	田 中 廣
7 番	佐 藤 勝	8 番	堀 孝 治
9 番	兵 田 藤 吉	10 番	五十嵐 慶 一
		12 番	大 瀧 力
		14 番	佐 藤 聡
15 番	本 間 新兵衛	16 番	菅 原 元
17 番	高 橋 徳 雄	18 番	加 藤 義 勝
19 番	本 間 信 一	20 番	佐 藤 文 一
21 番	押 井 喜 一	22 番	加 藤 太 一
23 番	中 沢 洋	24 番	吉 田 義 彦

欠 席 議 員 (2名)

11 番	日下部 忠 明
13 番	高 橋 信 幸

説明のために出席したもの

理事長 富塚陽一
(鶴岡市長)

副理事長 阿部寿一
(酒田市長)

副理事長 原田真樹
(庄内町長)

理事 阿部誠
(三川町長)

理事 池田 薫
(遊佐町助役)

収入役 富樫 毅
(鶴岡市収入役)

収入役職務代理者 諏訪 浩
(鶴岡市会計課長)

監査委員 阿部敬蔵
(酒田市監査委員)

監査書記 永井 明
(酒田市監査事務局長)

参 与 佐藤智志
(鶴岡市総務部長)

参 与 松本恭博
(酒田市企画調整部長)

参 与 青木 博
(鶴岡市産業部長)

参 与 和田邦雄
(酒田市農林水産部長)

事務局長兼
青果市場管理事務所長兼
食肉流通施設事務所長
菅原一司
(鶴岡市総務部付参事)

広域行政事務所
所 長 阿部一也
(鶴岡市企画調整課付主幹)

広域行政事務所
次 長 小林 貢
(鶴岡市企画調整課長)

広域行政事務所
次 長 丸山 至
(酒田市企画調整課長)

青果市場管理事務所兼
食肉流通施設事務所
主 幹 黒 坂 信 勝
(鶴岡市農政課付主幹)

青果市場管理事務所兼
食肉流通施設事務所
次 長 阿 部 幸 秀
(酒田市職員課付課長補佐)

事務局職員出席者

広域行政事務所
主査兼係長 阿 部 博
(酒田市企画調整課付主査)

広域行政事務所
主 任 今 井 弘 喜
(庄内町企画係主任)

食肉流通施設事務所兼
青果市場管理事務所
管理主査 守 屋 裕 蔵
(酒田市農政課付主査)

青果市場管理事務所兼
食肉流通施設事務所
係 長 高 橋 慎 一
(庄内町産業課付係長)

議事日程

議事日程第1号

平成18年 2月17日(金曜日)午後3時30分 開 議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 1号 平成17年度庄内広域行政組合一般会計補正予算(第1号)

第 4 議第 2号 平成17年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正
予算(第1号)

第 5 議第 3号 平成17年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業
特別会計補正予算(第1号)

第 6 議第 4号 平成18年度庄内広域行政組合一般会計予算

第 7 議第 5号 平成18年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業
特別会計予算

第 8 議第 6号 平成18年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算

第 9 議第 7号 平成18年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業
特別会計予算

第10 議第 8号 平成18年度庄内広域行政組合市町分賦金

第11 議第 9号 庄内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等
の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

~~~~~  
( 午後 3時30分 )

## 開 会

### 議長 吉田義彦議員

ただいまから、平成18年2月庄内広域行政組合議会定例会を開会いたします。先程の全員協議会から引き続きますので、ここで休憩を取るかどうか、皆様にお諮りいたします。5分間だけ休憩をとってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### 議長 吉田義彦議員

ただいまから、5分間休憩いたします。

( 休 憩 )

### 議長 吉田義彦議員

本日の欠席議員は、11番日下部 忠明議員、13番・橋信幸議員であります。出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

### 議長 吉田義彦議員

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### 議長 吉田義彦議員

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。組合議会会議規則第72条の規定により、議長において指名をいたします。4番佐藤 猛議員、5番千葉 衛議員の両名を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

### 議長 吉田義彦議員

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件については、本定例会に先立ち、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。8番、堀 孝治議会運営委員長。

### 議会運営委員長(堀 孝治議員)

報告申し上げます。2月14日に議会運営委員会を開催いたしまして協議をいたしました結果、本定例会の会期については、本日1日限りということで決定をいたしました。以上ご報告申し上げます。

**議長 吉田義彦議員**

お諮りいたします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、本定例会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 吉田義彦議員**

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

それでは、本議会に提案されております議案9件の提案説明を求めます。

理事長。

**理事長(富塚陽一鶴岡市長)**

本日、平成18年2月庄内広域行政組合議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様にはお寒い中、また、ご多用の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また平素、広域行政の運営推進につきましては、特段のご指導・ご支援を賜り、深く感謝を申し上げます。昨年は、構成市町村の合併という大きな変化がございましたが、広域行政組合におきましては、これまでと同様、広域行政、青果市場、食肉流通施設、職員研修関連の業務につきましては、誠心誠意務めてまいり所存でございますので、議員の皆様には、更なるご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

今議会に提出いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。議第1号「平成17年度一般会計補正予算」から、議第3号「庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算」までの補正予算議案3件につきましては、16年度決算による繰越金を追加するとともに本年度事業に係る収入支出見込みの精査をし、所用額をそれぞれ計上いたしましたものでございます。次に、平成18年度の予算議案4件についてご説明申し上げます。はじめに議第4号、「一般会計予算」であります。議会費・監査委員費等の共通経費や、広域行政圏計画推進費、広域的観点からの課題把握のための基礎調査費、職員研修費等の予算を計上いたしましたものでございます。議第5号「庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」につきましては、庄内地域振興基金の運用益を財源として、広域的なソフト事業として情報発信や人材育成事業、自然環境関連の支援事業等4項目の事業を計上いたしましたものでございます。議第6号「青果市場事業特別会計予算」につきましては、歳入では、市場取扱高の減少が見込まれることから市場使用料を減額計上した他、歳出につきましては、事務経費の縮減に務めるとともに、市場施設の良好な維持管理のため、今年度は、市場内トイレの改修費を計上いたしましたものでございます。議第7号「庄内食肉流通センター事業特別会計予算」につきましては、歳出において、施設の維持管理計画に基づく屋上防水工事や焼却施設冷却塔交換工事等の経費を計上した他、起債の元金償還が本格化することから、公債費が前年度より1億4千889万円増額となり、その財源として市町負担金を2千万円増額するとともに、新たに庄内地域振興基金より1億円を繰入れ歳入歳出の均衡を確保

したものでございます。議第 8 号「平成 1 8 年度庄内広域行政組合市町分賦金」につきましては、市町村ごとに各会計の負担金と納入時期をご提案申し上げます。議第 9 号「庄内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等の一部改正」につきましては、実費費用弁償の内、私有車利用の際の車賃について引き上げるものでございます。以上が議案の大要でございますが、各議案の細部につきましては、議事の進行に従いまして関係職員に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決下さいようお願い申し上げます。

~~~~~  
日程第 3 議第 1 号 平成 1 7 年度庄内広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 4 議第 2 号 平成 1 7 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 5 議第 3 号 平成 1 7 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第 1 号)

議長 吉田義彦議員

次に、日程第 3、議第 1 号「平成 1 7 年度庄内広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)」及び、日程第 4、議第 2 号「平成 1 7 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算(第 1 号)」及び、日程第 5、議第 3 号「平成 1 7 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第 1 号)」の 3 件を一括議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

広域行政事務所の阿部でございます。議第 1 号「平成 1 7 年度庄内広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)」についてご説明申し上げます。補正予算書 1 ページをお願いいたします。このたびの補正は、平成 1 6 年度決算における歳入歳出差額及び 1 7 年度におきまして、歳出がある程度確定した支出項目における不用額に関する補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 5 6 万 1 千円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 千 7 2 8 万 2 千円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、4 ページをご覧いただきたいと思います。歳入では、2 款の繰越金でございますが、平成 1 7 年度の当初予算に、5 6 0 万円を計上しておりましたが、平成 1 6 年度決算におきまして 1 千 1 6 万 1 千円の繰越金が生じたことによりまして、その差額 4 5 6 万 1 千円を増額補正しようとするものでございます。なお、繰越金につきましては、市町村合併を想定いたしまして、関連経費を平成 1 6 年度予算に計上したことによる 1 7 年度持越し分でございます。続きまして 8 ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。2 款 1 項 2 目地域振興一般管理費のうち、1 9 節負担金補

助及び交付金におきまして、庄内総合支庁の事務所経費でございます事務所費等共同会計負担金でございますが、昨年の10月庄内地方町村会職員の異動に伴いまして、負担金補助及び交付金の不用見込額100万円の減額を、同じく2款1項3目広域計画推進費の、負担金補助及び交付金では、昨年5月に庄内広域行政組合が主管し、鶴岡市及び酒田市を会場に開催した「全国ふるさと市町村圏協議会東北支部総会」開催のために35万円計上しておりましたが、全国ふるさと市町村圏協議会の交付金にて実施できたことより、不用額となったものでございます。同じく2款1項4目市町村職員共同研修費のうち13節委託料におきまして、当初、政策及び中級研修について研修委託を予定しておりましたが、中級研修を山形大学の先生にお願いできたことから、研修委託料の不用見込額34万円の減額補正とするものでございます。3款1項1目の予備費におきまして、625万1千円を増額し、675万1千円としようとするものでございます。以上が、一般会計の補正でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 吉田義彦議員

青果市場管理事務所長。

菅原一司青果市場管理事務所長

青果事務所の菅原です。議第2号「平成17年度青果市場事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。11ページをお開き願います。第1条、予算総額についてであります。歳入歳出それぞれ391万5千円を追加し、総額を1億4千833万7千円とするものであります。内訳につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳入ですが16・17ページをお開き願います。2款1項1目市場使用料につきまして、市場取扱高の減少によりまして、256万3千円を減額するものであります。3款1項1目利子及び配当金につきましては、青果市場整備基金の利子収入の確定に伴う増額であります。4款1項1目の前年度繰越金につきましては、16年度決算において、1千143万8千円の繰越金が生じたことによりまして、当初予算額との差額、643万8千円を増額補正するものであります。

続きまして歳出でありますけれども、18・19ページをお開き願います。1款1項1目市場管理費391万5千円を増額補正であります。7節賃金、9節旅費、11節の需用費につきましては、今後の支出見込みを精査し減額するものであります。13節委託料につきましては、除雪費用の不足が見込まれることから、今回300万円の増額をお願いするものであります。15節工事請負費につきましては、工事費確定に伴う減額であります。19節負担金補助、交付金の増額は、派遣職員給与費の不足分を増額するものであります。25節積立金の増額につきましては、市場施設整備基金の運用利子の増額に伴うものであります。27節公課費につきましては、消費税納付額の確定による不足分の増額補正であります。以上でありますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

食肉主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

食肉流通施設事務所の黒坂でございます。議第3号、平成17年度庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。21ページをお願いします。

第1条、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれに100万8千円を追加し、総額をそれぞれ4億2千604万円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。26、27ページをお開き願います。2款1項1目の食肉流通施設使用料は、1節と畜場使用料は270万円、2節冷蔵庫使用料は840万3千円の増額をお願いするものでございます。これは、計画対比23万頭で見えておりましたが、今年度は豚が5千頭の増頭によりましての増額と、冷蔵庫使用料につきましては1頭当たりの滞留日数が0.3日ほど増えることでの増でございます。4款1項2目の利子及び配当金につきましては、食肉流通センター整備基金繰入金を入れる必要がなくなったことと、金利の高い物に対応したことでの金利の増によるものでございます。5款1項1目の食肉流通センター整備等基金繰入金でございますが、使用料収入で1千100万円ほど増額になったことと6款1項の繰越金に当初よりも328万7千円ほどの歳入増が生じたと言うことで、この基金繰入金からの必要がなくなったことで1千300万円の減額補正でございます。6款1項繰越金につきましては、平成16年度の繰越金が1千328万7千円生じたことによる増額補正でございます。7款1項の雑入であります。庄内食肉流通センターを利用しております業者からの光熱水費負担分でございますが、特に、平成17年度の場合は、原油高騰の関係で、電気料金等値上がりを想定しておりましたが、利用業者の節電等の協力もあり、50万円の減額になっておると言うことであります。

次に、28・29ページの歳出でございます。1款1項1目の管理運営総務費は、管理事務所の運営経費と言うことでございます。25節積立金11万8千円につきましては、基金利子のほか、歳出の積立金の方から食肉流通センター整備等基金に繰入れをするということでございます。27節公課費は、消費税の確定に伴う差額分であります。2目施設管理費、こちらは食肉流通センター施設の維持管理に要する経費でございますが、11節需用費のうち光熱水費は、先程申し上げたとおりであります。修繕料につきましては、当初予定よりも多くかかったと言うことで、202万3千円増額と言うことでございます。15節の工事請負費につきましては、当初予算よりも70万円ほどの不用額が生じたことでの減額補正でございます。以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより討論を行います。

はじめに、議第1号「平成17年度庄内広域行政組合一般会計補正予算(第1号)」につい

て討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第1号「平成17年度庄内広域行政組合一般会計補正予算(第1号)」について、賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。

よって、議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

議長 吉田義彦議員

次に、議第2号「平成17年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第2号「平成17年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。

よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

議長 吉田義彦議員

次に、議第3号「平成17年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第3号「平成17年度庄内広域行政組合庄内食肉流

通センター事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。

よって、議第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議第4号 平成18年度庄内広域行政組合一般会計予算

議長 吉田義彦議員

次に、日程第6、議第4号「平成18年度庄内広域行政組合一般会計予算」を議題といたします。事務局より説明を求めます。広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

議第4号「平成18年度庄内広域行政組合一般会計予算」につきまして、予算書に基づきましてご説明申し上げたいと思います。なお、平成18年度の予算編成に当たりましては、経費の節減に努めつつ広域行政の円滑な推進に取り組んで参りたいと考えております。1ページをお願いいたします。歳入歳出の総額をそれぞれ1千672万1千円としようとするものでございます。詳細につきましては後ほどご説明申し上げますが、前年度と比較いたしまして600万円の減でございます。次に、8ページの方をお願いいたします。歳出につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。1款1項1目の議会費におきましては126万6千円で、前年度と比較いたしまして129万7千円の減となっております。主なものは、議会開催等に係る9節旅費が79万5千円、議会の会場借上料等の14節使用料及び賃借料が21万8千円となっております。前年度との大きな変更点といたしましては、17年度につきましては、議員の皆様の視察研修につきまして、隔年実施の年度と言うことより、旅費と使用料及び賃借料等の関連経費等を計上いたしましたが、18年度につきましては、それらの経費が減額となったものでございます。

続きまして、2款1項1目の総務管理費につきましては、理事会開催の他、組合全体に関わる事務経費でございまして509万8千円とし、前年度と比較して227万5千円の増となっております。主なものといたしましては、4節共済費並びに7節賃金におきましては、日々雇用職員並びにパート職員各1名の共済費並びに賃金でございまして、11節需用費につきましては、予算書・決算書、例規集等追録代等の印刷製本費など92万4千円、12節役務費は通信運搬費等20万5千円、14節使用料及び賃借料は理事会の会場借上料等17万9千円となっております。前年度と比較いたしまして、増額の要因といたしまして、これまで事務所の関連業務を庄内地方町村会職員をお願いいたしておりましたが、4月からの庄内地方町村会事務所の移転に伴いまして、この職員が不在になることから、代わりに雇用する日々雇用職員並びにパート職員の関連経費でございまして、なお、その他

の経費につきましては、需用費等含めまして減額に務めているものでございます。2目地域振興一般管理費につきましては、広域行政事務所の事務経費でございます。312万7千円となっております。前年度と比較いたしまして、982万8千円の減となっております。これは、庄内地方町村会事務所の移転に伴いまして、事務所費等共同会計負担金の減額によるものでございます。主なものといたしましては、9節旅費は、広域行政圏事務局長会議や一般旅費の28万5千円、13節委託料はホームページの利用料、更新委託料といたしまして15万8千円、19節負担金、補助及び交付金につきましては、事務所経費であります事務所費等共同会計負担金、派遣職員の通勤手当・時間外手当に係る派遣職員通勤手当等負担金等219万円となっております。続きまして、10、11ページをお願いいたします。3目広域計画策定推進費は、広域行政圏計画・地方拠点都市基本計画等の広域計画の推進に係る経費でございます。506万2千円となっており、前年度と比較して279万1千円の増となっております。増額の要因といたしましては、今年度の市町村合併を踏まえ、将来的に今後の庄内地域づくりを展望する基本的な指針・計画等の策定を前提といたしまして、平成18年度につきましては、基礎的な作業といたしまして、庄内地域が抱える問題点・課題の把握を目的とした調査研究作業を実施したいと考えておりまして、その関連経費といたしまして、報償費、旅費、委託料等計上させていただいたものであります。主なものといたしましては、8節報償費は調査・研究事業関連の講師謝金等でございます。9節旅費は、講師旅費の他、各種調査研究旅費等104万1千円、11節需用費は広域行政圏計画の実施計画等に係る印刷製本費等90万1千円となっております。13節委託料につきましては、調査研究事業の委託経費210万円でございます。19節の負担金、補助及び交付金につきましては、全国地方拠点都市地域事業整備推進協議会負担金、全国ふるさと市町村圏協議会負担金等の他シンポジウム等への負担金31万円となっております。次に、4目市町村職員共同研修費は、156万9千円で前年度と比較いたしまして5万9千円の増となっております。共同研修につきましては、新規採用職員研修・初級職員研修・中級職員研修・監督者研修それに政策研修の、5つの研修に要する経費でございます。なお、18年度につきましては、各構成市町の要望をお聞きし、例えばメンタルヘルス等の新たな研修について研究・検討してまいりたいと考えております。2款2項1目監査委員費は、9万9千円で前年度と同額となっております。3款1項1目の予備費50万円も前年度と同額でございます。

6ページの方にお戻りいただきたいと思っております。歳入につきましてご説明申し上げます。1款1項1目の市町負担金につきましては、平成12年国勢調査に基づいて算出したしております。負担額といたしましては、前年度より710万円の減といたしまして1千2万円となっております。2款1項1目の繰越金670万円で、内訳は17年度における予備費相当額でございます。3款1項1目の雑入は、預金利子となっております。以上が一般会計でございますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

議長 吉田義彦議員

21番、 押井喜一議員。

21番 押井喜一議員

支出の関係で、広域行政推進のための調査研究事業として13節委託料210万円が計上されていますが、合併に伴った広域行政展望のための基礎調査ということですが、具体的な委託の内容についてお聞きしたいと思います。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

3目広域計画策定推進費に計上してございます調査研究事業でございますが、組合構成団体が14市町村から5市町になりました。ただいま私どもの方で、それぞれ広域行政圏計画等、広域行政組合としての総合計画、発展計画を作成いたしておりますが、構成市町村の変更等によりまして、ある程度の見直し作業が必要ではないかと、また、新たな市町では新たに総合計画・振興計画等を策定するであろうことを想定いたしまして、それらの作業と同時に、広域行政組合として、どういう業務・計画が必要なのかを探るため、18、19年あたりで検討させていただければということで、事前作業といたしましてこの計画を想定いたしました次第です。内容は、広域事務所として、また構成市町にとってどういうものが必要なのかについて検討し、目標を定めた上で、それを一緒にやっていただけるような大学或いはシンクタンクのところと共同作業という意味合いで委託が出来ないかと考えているところでございます。具体的な活動といたしましては、広域行政事務所職員だけでは人数的にむずかしいところがありますので、構成市町の企画担当の主査・係長さんにお手伝いいただきながら、議論、勉強し作業を進めていきたいと考えております。

議長 吉田義彦議員

21番、 押井喜一議員。

21番 押井喜一議員

趣旨につきましては理解いたしました。広域行政組合の主旨、そういったところが合併によって大きく変わるものではないと私は思います。改めて展望をするために基礎的な調査をいろいろ関係する市町職員も含めてそういったところに委託するのか、プロジェクトチームを作って、そこで検討いただくということなのか、或いは、委託業者にお願いするのか、大学の教授等先程お話も合ったわけですが、そういった形で、この議会なりこの組合で将来展望を議論すると言うことが、本来の姿ではないのかと思いますけれども、この行政組合の存在についても考えさせられますので、お答えお願したいと思います。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

広域行政事務所といたしましては、各構成市町の企画担当者によりまして広域計画研究会を組織しております。出来れば、この研究会の方々、先程構成市町の企画担当者と申し上げましたのはそういう意味でありましたが、この方々と一緒にこれからの指針を作るに当たって、議論を重ね、その上で作業を進めたいと考えております。それで、報償費として、

勉強会の講師に専門家・先生をお招きする謝礼等を計上いたしました。委託につきましては、ある程度目的が定まった段階で、我々と作業と一緒にやっていただく、或いはアドバイスをいただきながらやっていただけるようなところを検討しながら、そのような業種を見つけてお願いをしていきたいということで、勉強しながら決めさせていただければと考えております。

議長 吉田義彦議員

21番、押井喜一議員。

21番 押井喜一議員

この予算には反対しませんが、調査研究事業をするための調査委託料ということでもあります。この議会を構成する我々議員も、将来的展望ですとか、組合のあり方について汗をかく必要があると思います。もう少し、議員の意見、全員協議会等議会を活用して進めてはいかかかと思えます。委託も事業をするための委託ということできちり地域に関わる我々も汗をかきながら、これからの地域作りをするということが、本来の姿ではないかと思ひまして、私の考えを述べて質問を終わりたいと思ひます。

議長 吉田義彦議員

要望でありますので、答弁は差し控えさせていただきます。他にありませんか。

17番、高橋徳雄議員。

17番 高橋徳雄議員

11ページの全国地方拠点都市地域整備推進協議会負担金は、会計が違うのではないのでしょうか。次の議題の特別会計ではないのでしょうか。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

ただいまの負担金でございますが、基本的には、次にご審議いただきます特別会計は、平成6年、7年に14市町村と県がそれぞれ1億ずつ合計20億円で、基金運用のために自治省の指導で特別会計として創設し、果実運用のためのものであります。内容は、地方拠点都市地域内の都市性、一体性を醸成するためのソフト事業に使うべきものとされるものでございまして、基本的にはこの協議会の運営経費につきましては、一般会計から支出させていただいている内容のものでございます。

議長 吉田義彦議員

他にございませんか。

ないようですので質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

次に、議第4号「平成18年度庄内広域行政組合一般会計予算」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第4号「平成18年度庄内広域行政組合一般会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 議第5号 平成18年度庄内広域行政組合庄内 地方拠点都市地域事業特別会計予算

議長 吉田義彦議員

次に、日程第7 議第5号「平成18年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」について議題といたします。

事務局より、説明を求めます。 広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

議第5号「平成18年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。本特別会計は、庄内地方拠点都市地域事業特別会計条例に基づいて設置しているもので、庄内地域振興基金の運用益を事業費として充当しているものでございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ597万1千円とするものでございます。予算規模につきましては、前年度と同額でございます。

はじめに歳出につきましてご説明申し上げます。20ページをお開き願います。1款1項1目地方拠点都市地域事業費559万1千円は、前年度と比較いたしまして9千円の減となっております。21ページの方をお願いいたします。12節役務費及び、13節委託料は、情報発信事業であります庄内広域情報紙の関連経費であります。次に、19節負担金、補助及び交付金につきましてご説明申し上げます。はじめに、人材育成事業といたしまして、公益のふるさと創造事業は継続事業でございます。地域住民・企業・行政が互いに情報を共有し意見を交換することによって、連携と協働による公益を実践する人材を育成し、公益のふるさと創りを推進するために産・学・民が連携して行う公益のふるさと協働フォーラムへの支援として負担金20万円でございます。同じく人材育成の観点より、里仁館公開講座支援事業でございますが、こちら継続事業でございます。広域的に取組む里仁館の公開講座への支援といたしまして負担金80万円でございます。次に、自然・環境の視点から「森林地域振興・国際シンポジウム」への支援でございます。11月に鶴岡市を会場に開催されますが、ドイツの自然公園の取組みや人と森林の付き合いを紹介し、地域住民の森林に対する興味と理解を深め、今後の森林地域振興を目的として開催されますシンポジウムへの支援負担金80万円でございます。同じく自然・環境の視点から「第2回湧水フォーラム in 遊佐」に対する支援でございます。こちらは平成13年度より北

庄内の市町により開催されました環境共生シンポジウムの第2回として、平成14年度に旧余目町さんを会場に、地域の名水・湧水を考えるをテーマに開催されたものの続編として、10月に遊佐町を会場に開催予定のフォーラムへの支援負担金80万円でございます。以上、19節負担金、補助及び交付金は、ただいま説明の事業に対するもので合計260万円でございます。次に、3款1項1目の予備費につきましては、38万円を計上しております。

引き続きまして18ページへお戻り願います。歳入につきましてご説明申し上げたいと思います。1款財産運用収入につきましては、1款1項1目の利子及び配当金を480万円として計上するものでございます。内訳といたしましては、国債運用による利子300万円、金融機関定期預金運用による利子180万円の合計480万円でございます。2款繰入金についてご説明申し上げます。庄内食肉流通センターの元金償還が18年度より本格化することより、庄内食肉流通センター事業特別会計に庄内地域振興基金の中から1億円を繰替え運用することにより、市中金利と同程度の金利として年利0.3%で30万円を計上するものでございます。なお詳細につきましては、食肉流通センター事業特別会計の予算説明で申し上げたいと思います。基金20億円の運用といたしましては、財産運用収入と繰入金を合わせて510万円を見込んでいるところでございます。次に、3款1項1目繰越金は、87万円は計上しております。4款1項1目雑入は、普通預金利子でございます。以上でございますので、よろしくご審議下さるようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。2番、齋藤 周議員。

2番 齋藤 周議員

この拠点都市地域特別会計ですけれども、会計の設立はいろいろ経過があったようですけれども、この事業内容を見ますと、ジューシー庄内の発行、フォーラム、講座、シンポジウム等全部が負担金と言うことで、この会計での独自事業はとなるとジューシー庄内の発行のかなと思います。歳入の方で、利子等13年度に1千300万円あったものが18年度は480万円ということで減っている。低金利のため減っていると言うことで、この特別会計を起こしてまで、ジューシー庄内の発行だけの独自事業でいいのかなという感じがいたしました。一般会計と一緒にして事業を実施した方が合理的ではないかと思いますが、考え方をお聞かせ願います。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

拠点の計画に基づき、拠点地域のソフト事業、都市性、住民の一体性を造成するためのソフト事業として、創設時に基金の特別会計を設けて果実運用するよう指導がありましたので、それに基づいての会計でございます。中には、基金を創設せずに一般会計で運用しているところがありますけれども、相当特異な例でございまして、大部分が当組合のやり方で実施しているところでございます。この特別会計につきましては、今後ともこのような形で実施していきたいと考えております。それから、ソフト事業につきましては、毎年度

内容につきまして検討させていただきまして、議会にもお諮りをしご相談をしながら展開させていただいておりますが、今後もさせていただきたいと思っております。ジューシー庄内につきましては、製作費は約30万円ですが、減額いたしまして経費の節減には努めさせていただいておりますし、また、17万住民への予算・決算の公表と言う観点でも計上させていただいた次第でございます。以上でございます。

議長 吉田義彦議員

2番、齋藤 周議員。

2番 齋藤 周議員

特に、ジューシー庄内の発行が云々という訳ではないのですが、ただ、当初設立の中で特別会計を起こしてという指導だったようですが、一般会計で出来ないものなのか、特別会計を起こすことでの指導なのか、最後に伺っておきたいと思っております。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

先日の議員視察先の沼田・利根の広域行政組合は、創設当初より一般会計で運用しているというお話で、こちらは耳を疑った次第で、基本的にはふるさと創生の時に出たふるさと市町村圏基金と地方拠点法によるところのものと2とおりありますが、当組合は、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けて、6年7年に創設させていただいたものでございます。もう1つは、ふるさと創生の時に出ましたふるさと関係の基金でございまして、運用形態が同じところから、運用においてはふるさと市町村圏基金に準じて行っているところでございますが、基本的に創設した段階では、県のご指導もございまして、特別会計として現在にいたっております。ただ、これは法律に基づく云々ではございませんけれども、今のところは、県の指導に基づくもので運用させていただいているものでございます。

議長 吉田義彦議員

18番、加藤義勝議員。

18番 加藤義勝議員

今の質問にもありましたけれども、私も先程の全協の際にも申し上げましたけれども、若干これに関して発言させていただいた訳ですが、この特別会計のしばり・限界と言いましょうか、そうしたものを今日の低金利時代を迎えて、如何にこの特別会計を設置した原点に立ち返って、果実運用と言う壁と言うものを打ち破っていくか。広域行政たる拠点都市事業特別会計を設けて庄内の発展のためにどうやって運用していくかと言うところに、もう立ち返るべきだと私は思います。果実運用なる手法は、もはや通用しないと云いますか、時代的なものではないのだと言うふうに心得なければならないことではないかと思うのです。加えて今回初めて、果実運用と言う原則は貫きつつも、食肉センター事業の方に、1億円の振替運用をするということでありまして、その顛末については、食肉センター会計で説明すると言うお話でありましたが、しかしながら、この基金20億円の運用の中で、1億円を食肉特別会計に振替運用し、なおかつ、同じ広域行政組合で処理している食肉関係のことで、償還財源であろうけれども、1億円を運用するにしても、ここの特別会計で

受けるべき果実、これの利息と言うようなものについての設定についても、言下の支出の金融の情勢から見れば、同じ庄内広域でやっている事業にも関わらず、0.3%に相当するものを、ここの会計に食肉会計からいただくのだと言うのであるとするならば、何も、ここの20億を動かさずして市中の金融機関から借りてもいいのではないのでしょうか、食肉の方で。そういう運用ではなくて、もっとダイナミックに、そして柔軟に、このわが庄内の広域行政を展開する時に、この特別会計のあり方も含め、いつ・どなたが・どういう形で・どんな議論の基でキーワードを設定されたのかわかりませんが、そうしたことの中で、ただ私共議会は、事の成否や決算や予算の審議やと言うところで、すべからく出来上がったものを審議すると言う、議会は元々そういう性格を帯びておりますけれども、もっともっとこうしたものは、発想を柔軟にして計画以前の段階からのこうした議会の役割と言うものも当然としてあるのではないかと申し上げた訳でありますけれども、その辺のところも含めて、大きいところの議論は後でいいことにして、繰替運用に踏みきりそして、果実運用のみではない運用を初めて展開すると言うことの方と原資の1億円というものは、食肉の特別会計から利子だけではなくて元金についてもお返ししていただく構造のものなのか、これらのことについての考え方の整合性をお答えいただきたいと思っております。

議長 吉田義彦議員

広域行政事務所長。

阿部一也広域行政事務所長

ただいまの1億円の振替運用につきましては、平成15年度以来、議会からもご指導いただき、県の担当者に出向きましていろいろ勉強してまいりました。その過程で、取り崩しは可能なかどうかということで、例えば10年を経過しているものとか、償還をし終わっているもの等、内容が合致するものがあるかどうか等、いろいろ誓約があるということでした。基本的には、基金創設時に地元の14市町村で18億円、県が2億円ということで、地総債を相当有利な起債でございましたが、当時の自治省提示のメニューから選んで活用したものでございます。この用途に関しましては、国・県のかなりのご理解をいただかなければならない性格のものであるということで、第1候補として出てきたのが振替運用と言う手法だったのです。昨年の段階で、最上広域行政組合の方で同じ手法でやっているものですから、この手法であれば県としても可能だと言うことでこちらの手法で提案させていただいた次第です。このような経過の基で、1つは、特別会計ということで先ず維持していくという内容でございます。使い道に関しましては、今後また勉強させていただきたいと思っておりますが、経緯につきましてはそういう経緯がございました。今、議員さんからいろいろ意見をいただきましたが、制度等のいろいろな問題等もございましたので、その辺も含めて研究をさせていただければと考えております。

それからこの1億円につきましては、今の段階では、一応繰替え運用の段階で平成18年3月1日から平成33年3月31日までの条件となっております。以上でございます。

議長 吉田義彦議員

他にないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

次に、議第5号「平成18年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第5号「平成18年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議第6号 平成18年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算

議長 吉田義彦議員

次に、日程第8、議第6号「平成18年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算」を議題といたします。事務局より、詳細説明を求めます。

青果市場管理事務所長。

菅原一司青果市場管理事務所長

議第6号「平成18年度青果市場事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額、1億3千687万4千円とするものであります。これは、前年度と比較いたしまして754万8千円、5.2%の減となります。

詳細につきまして、はじめに歳出について事項別明細書でご説明申し上げます。32・33ページをお開き願います。1款1項1目市場管理費1億344万円につきまして主なものをご説明申し上げます。4節共済費・7節賃金は、臨時職員経費1名分を計上しております。前年度に比べまして1名分減額しております。11節需用費の消耗品費は、事務用消耗品が主なものであります。印刷製本費は、市場年報の印刷、初市行事関係の経費が主なものであります。光熱水費2千657万1千円は、市場内の電気料・水道料・下水道料等を見込んでおります。なお、市場内の事業所が使用した光熱水費は、各事業所より負担いただいております。修繕料600万円は、市場施設の修繕に備えたものであります。13節委託料1千115万4千円は、市場の警備業務・施設の管理業務・樹木管理業務・除雪業務等でございまして、これにつきましては昨年度、市場施設現況調査・耐久度調査

ということで、今後の市場の維持計画の資料となるための調査を行っておりますが、それが今年度なくなったということから、委託料は前年度に比較いたしまして430万円ほど減額になっております。15節工事請負費は、トイレの改修を見ておりまして、洋式トイレの設置、女子トイレの増設等を予定しております。19節負担金補助交付金につきましては、4人分の派遣職員給与費、場内の事業所等で組織しております清掃協力会に負担金400万円を計上しております。25節積立金は市場施設維持改良基金の利子分を積立てるものであります。27節公課費は、消費税の納付額であります。次のページですが、2款1項公債費につきましては、起債の償還費であります。3款1項1目予備費100万円につきましては、前年と同額を計上しております。次に、歳入についてご説明申し上げます。28・29ページをお開き願います。1款1項1目の市町負担金3千700万円は、前年度と同額であります。2款1項1目市場使用料収入でありますけれども、この内、卸・仲卸売上高割使用料を、平成17年度の収入見込みの2%減を計上しております。その他の使用料については、前年同額を見込んでおります。3款1項財産運用収入につきましては、市場施設維持改良基金の運用利子であります。4款1項1目前年度繰越金は、17年度の歳出見込みによる予備費相当額を計上したものであります。次のページで、5款1項1目雑入につきましては、市場内事業所からの光熱水費負担金の受け入れが主なものとなっております。以上でありますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

議長 吉田義彦議員

4番、佐藤 猛議員。

4番 佐藤 猛議員

歳入ですが、市場使用料が前年度の売上げの関係でダウンしていると説明ありましたが、全体の歳入の約半分をこの使用料が占めている訳で、いただいた取扱高の資料によれば、前年比で売上高が10%くらいダウンしていることの説明もありました。これは、長い目で見たときに、今年度だけでなく次年度と言うことがあるわけです。大きな部分を占める市場使用料が売上げにより下がるとなると、これは、大きな課題ではないかと思っております。市場環境も変わってきておりますので、それについての考え方をお尋ねしたいと思っております。

議長 吉田義彦議員

青果市場管理事務所長。

菅原一司青果市場管理事務所長

市場の取扱高については、年々全国的に下がってきております。青果物の流通形態につきましても、昔は市場を通しての流通が殆どだった訳ですが、現在、市場外の流通もかなり出てきているということで、全国的な資料ですと、市場を通しての流通は昔、8割だったものが7割に、1割落ちてきていると言われております。市場卸売市場法が設立された経緯を見てみると、食糧難・青果物の不足した時代に住民の方に行き渡るような形で市場が整備されてきたという一面もあったということとして、現在、青果物を見てみると、食

糧不足と言うよりは、余っている時代という状況もあります。市場に対しての行政の関わり方についても、もう少し検討していかなければならないのかなと考えております。ただ、市場はなくてはならない施設でありますけれども、関わり方についても今後、検討していかなければならないのかなと考えております。以上です。

議長 吉田義彦議員

4番、佐藤 猛議員。

4番 佐藤 猛議員

やはり、直販が好まれたり、当地域においても大手のお店が出てきたりだとか、随分と環境が変わってきていると思います。先程のお話の中で、広域計画策定推進等ありましたが、行政の合併のみならずこういったことにも視点を置いた議論をするのも必要だと思いました。この青果市場だけの問題ではないかと思いますが、こういったことまで含めた議論にしていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

議長 吉田義彦議員

青果市場管理事務所長。

菅原一司青果市場管理事務所長

青果の今後のあり方についても、検討していかなければならない大きな課題だと考えております。

議長 吉田義彦議員

2番、齋藤 周議員。

2番 齋藤 周議員

2点お伺いします。1点目は、今の佐藤 猛議員の質問に関連する訳ですが、卸業者売上高使用料が、前年度売上高2%減と言うことで、市場内流通が7割に落ち込んでいるということで、今後の関わり方を検討させて下さいと答弁あったわけですが、卸売市場法が改正になりまして、今度、生産者から卸業者への委託料が5年後自由化になって来ようです。そうすると、生産者の方でもっと委託料を下げたくなるとなった時に、卸業者の方々がどういう対応をされるのか、やっていけるのかというような不安や危惧も出てくるわけです。そうすると、市場を通さないで、どんどん市場外へ或いは大手と言うようなことで、ここの市場の存続そのものにも或いは卸売業者の存続そのものにも影響していくのではないかと危惧されるものですから、市場法がらみでの当局と我々議員との勉強会を是非、していただきたくお願いしておきます。2つ目は、全協の中で、市場施設管理調査業務ということで、屋根の下にアスベストが含まれていると言う説明がありましてサンプルでは問題がなかったということでしたが、これから調査結果を踏まえて除去と言う方向でどう言う方法があるのか検討したいと言うことでした。私は、調査結果を待たずして検討方法だけは早めに考えた方がいいのではないかと思います。市場を長期休みにできない訳ですので、除去といってもたいへんな作業かと思しますので、今から除去方法については、他の事例も参考にしながら、考えた方がいいのではないかと思います。その2つ、合わせてお尋ねしたいと思います。

議長 吉田義彦議員

青果市場管理事務所長。

菅原一司青果市場管理事務所長

アスベストの方ですが、除去するには足場を組んで区割りをして作業と言うことで、方法についてはこれしかないだろうと。今年度の施設の耐久度調査をやっておりまして、結果が3月に出るのですが、その結果と合わせてどういう補修なり維持工事必要になるのかと言うことも出てきますので、その工事と合わせてやればいいのかとも考えておりますので、そういうことで検討していきたいと思います。それから、勉強会につきましては議長さんとも相談しながら、やらせていただく方向でと考えております。

議長 吉田義彦議員

22番、加藤太一議員。

22番 加藤太一議員

今のアスベストの関係で、もう少しお聞きしたいと思います。お話によりますと、当初の設計段階では4.6%が20%含有されていたことがわかったということで、施行業者の責任と言うものが果たしてないのかどうかと言う問題と、耐久度調査をした上での結果から除去を検討するという答弁な訳ですが、やはり、事が事柄だけにあまり大きくするつもりはありませんけれども、食品を扱っていて、大勢の方が働いていると、そして、浮遊調査をすると言うことは、そういう可能性が無きにしも非ずということで、除去の日程は早い方が良いと言うことも含めて、きちんとすべき問題だと思います。急ぐと言うことと、時期についても出来るだけ早く明示をして、除去するべきだと思います。改めてご答弁いただきたいと思います。

議長 吉田義彦議員

青果市場管理事務所長。

菅原一司青果市場管理事務所長

浮遊調査については、17年度秋にやっております。12月の末に結果が出てきまして、その結果によりますと、場内の14箇所に測定器をおいて環境調査を行った結果、アスベストは検出されなかったという状況であります。ただ、そういう材料を使っていると言うことですので、まだ、材料が残っていますので、環境調査については継続してやっていきたいと思っております。それから、具体的に除去の方法については、耐久度調査の結果を見て、物理的に技術的に、全体を1回で出来るようなものではないので、施行業者等と、相談しながら検討させていただきたいと思います。

議長 吉田義彦議員

他にないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

次に、議第6号「平成18年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第6号「平成18年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 議第7号 平成18年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算

議長 吉田義彦議員

次に、日程第9、議第7号「平成18年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算」を議題といたします。事務局より、詳細説明を求めます。

食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

議第7号「平成18年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。39ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算総額で5億8千563万円とするものであります。前年と対比しますと、1億6千万円相当増額になっておりますけれども、大部分が公債費の増に伴うものでございます。第2条の一時借入金で最高限度額を8千万円とさせていただくもので、これは昨年と同額でございます。最初に歳出についてご説明いたします。48・49ページをお開き願います。1款1項1目管理運営総務費は、管理事務所運営に伴う経費で、2千30万1千円であります。前年度と比較して700万円の増となっております。内訳につきましては、8節報償費は獣魂祭の清酒、9節旅費については、山形市等への旅費でございます。11節需用費につきましては、管理事務所で使用するコピー代、暖房用灯油、会議茶菓代、封筒印刷代等でございます。12節役務費につきましては電話料等でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、公用車・パソコンの賃借料でございます。

議長 吉田義彦議員

説明の途中でございますが、お諮りいたします。

会議時間を30分延長いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。説明を続けて下さい。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

続けさせていただきます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、鶴岡市からの派遣職員1名分の給与費等の負担金と食肉流通施設用地造成費負担金として食肉流通センターを造成する時の敷地の区画整理に伴う工事負担金でございます。25節積立金は、庄内食肉流通センター整備等基金1億2千万円ほどございますが、それに伴う金利につきまして、積立金から積立てをすることとさせていただきます。27節公課費につきましては、17年度消費税の確定分と18年度の前納分の総額でございます。28節繰出金につきましては、先程拠点都市地域事業のところでお話しましたけれども、1億円地域振興基金をお借りすることとさせていただきます。それに伴う利息分について、この節から繰出すものでございます。次に、2目の施設管理費、食肉流通センター施設の維持管理に伴う経費で、2億6千27万7千円でございます。前年度に比較いたしまして、500万円相当増えているということとさせていただきます。内訳でございますが、11節需用費でございますが、消耗品費につきましては修繕に伴う部品代等の消耗品でございます。光熱水費につきましては、食肉流通センターで使用しております光熱水費において、食肉会計の方から負担するというところで、後で業者から雑入で収入なるのですが、ここで一旦支出をすることになります。修繕料につきましては780万円で、前年度より180万円の増でございます。12節の役務費ですが、記載のとおりであります。13節委託料は、と畜解体業務につきましては庄内食肉公社に委託しております。設備運転管理業務は、東北環境開発に井水・污水設備の維持管理をお願いしております。以下、保守点検業務につきましては、通年の業務でございます。1番下の井戸洗浄業務は、新規の業務ですが、開設から5年を迎えるということと、井戸の若返りのための浚渫を実施するものです。次に、50・51ページをお願いいたします。15節工事請負費でございますが、屋上の防水工事と外面鉄扉塗装工事につきましては、施設延命のための5年目という節目の工事でございます。污水处理施設管理室給排気工事は、施設内に硫化水素が充満しているということで、鉄の腐食と働いている職員の健康にも悪影響を及ぼすということでの工事でございます。次の冷却塔交換工事は、汚泥焼却施設内に設置されております冷却塔の水漏れ改善のための工事でございます。18節の備品購入費は説明欄記載のとおりであります。それから2款1項公債費は、18年度が2億9千500万円相当に膨らむということと、前年度に対しまして、1億5千万円相当の増額となります。予備費につきましては、前年度と同額の1千万円でございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。44・45ページをご覧くださいと思います。1款1項の市町負担金は8千927万円で、内訳は市町分賦金が8千万円、庄内町からの土地造成の区画変更に伴う工事負担分と施設設置時の水質ろ過設備工事負担分として特別負担金927万円でございます。2款1項使用料は、牛につきましては1千600頭、豚につきましては23万頭見えております。それに伴うと畜場使用料と冷蔵庫使用料でございます。3節の施設使用料は、部分肉処理・内臓処理・格付員室とセンターの一部を貸しておりますので、その使用料が入ってくると言うことです。3款1項の県補助金ですが、全体額としては9億5千万円相当ですが、県からは起債の償還に合わせて交付され、今年度は6千99万4千円でございます。4款1項の財産運用収入は、1節土地貸付収入は民間の会社

に土地の一部を貸付けしているということでの収入です。基金利子収入は、34万3千円でございます。続きまして46・47ページをお開き願います。5款1項基金繰入金でございますが、1節庄内食肉流通センター整備等基金繰入金として1千万円でございます。それから庄内地域振興基金繰入金は、1億円でございます。平成18年度から平成32年度までの15年間、15億円ほど繰入れをし、平成33年頃になりますと、公債費の方も6千万円くらいに減額されますので、16年目から15年間にわたって1億円ずつ返還をするという計画でございます。次に6款1項の繰越金でございますが、17年度の見込額といたしまして1千万円でございます。7款の雑入につきましては、センターに入っている業者からの光熱水費負担金7千305万6千円でございます。以上でございますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

8番、堀 孝治議員。

8番 堀 孝治議員

食肉センターの予算に関しまして、食肉処理の現状についてお伺いします。平成13年11月15日から全面稼働して、それ以来、食肉処理をやっている訳ですが残血についてはご承知のことと思います。現在までの原因と対応について、少しお話しいただければと思います。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

残血につきましては、確かにご指摘のとおり以前そのような課題が残されておりました。残血を少なくするための対応は、蒸けむれ対策とも一緒になる訳でございますが、一旦、電気ショックでと畜する訳であります。心臓が鼓動していないと血液が外に出ないため、仮死状態の中でと畜をするようにということで、電流について公社の方でも随分研究され、残血改善に努めております。現在は、残血の問題はかなり少なくなったと聞いております。早く血を抜くために、今は足も切るなど試行錯誤の結果として前進しております。

議長 吉田義彦議員

8番、堀 孝治議員。

8番 堀 孝治議員

公社のご努力については、伺っております。前の処理場と違うところでは、ストレスが1つの原因ではないかという話も聞いております。そういったことについても、時間を長くしたり、搬入までの期間を長くする等努力はされているのでしょうか、現状で前の処理場くらいまでのレベルに達しているとお考えでしょうか。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

前のレベルくらいまでは、精度が高まっているという状況になっている状況と認識して

いると思います。

議長 吉田義彦議員

8番、堀 孝治猛議員。

8番 堀 孝治議員

私が心配するのは、先ず豚価には影響ないのですが、生産者の皆様は現状をわかっていないところがあるみたいですが、現場で肉を扱っておる方はまだ少し努力していただきたいと思っているようです。その辺をよく理解して、更に努力していかなければならないだろうと私は思っております。現実には、県外からも24%くらい入っている訳ですので、取扱いが違う或いは放血の仕方が悪くて残血が残ると言うことであれば、問題だと思えます。県内と県外との比較において、遜色ない程度と認識しているのか確認させていただきたいと思えます。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

そういったいろいろな課題はあると思いますが、今ここではっきりとした見解は申し上げられませんが、今後、と畜業務を担当しております庄内畜産公社さんにもお話を伝え協議しながら、品質的に良い豚肉がこの施設から出荷できるよう、これからも努力していかなければならないと考えております。

議長 吉田義彦議員

8番、堀 孝治猛議員。

8番 堀 孝治議員

庄内は永い歴史をかけて、全国でもトップレベルの豚を育てて来ました。そういった意味でも、製品としての価値も高めていただき、より製品度の高い物を作っていただくことの要望と後で報告いただくことをお願いいたし、私の質問を終わります。

議長 吉田義彦議員

19番、本間信一議員。

19番 本間信一議員

公債費についてお尋ねいたします。食肉流通センターは平成13年から稼動しておりますが、建設段階で相当の資本を投下したと思えます。公債費については、平成17年度から見ましても、1億4千800万円程増加になっておりまして、この償還計画について、少しご説明いただきたいと思えます。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

建設費が60億円相当で、土地造成もあわせると、67億円くらいになるわけですが、国から21億円相当の補助をいただきました。その国庫補助の残り45億円について、起債で借り入れております。起債は20年償還になる訳ですが、但し5年間は据置きと言う

ことで利子分のみを支払い、6年目から元金償還に入ると言うことになります。ただ45億円は一回で借り入れたのではなくて、平成12年から13年にかけて3口で借りております。実際の償還期間については、平成12年から平成33年まで22年ぐらいかかる訳です。18年度は2億9千500万円ですが、平成19年度になりますと3億4千万円になります。この金額がピークですが、31年度あたりまで続きます。その後2年間は、急激に減るわけですが、そんな状況で、返済についてはたいへん厳しい時期を迎えることになります。19年度から、4千500万円返済金が増えていくわけですが、その手当てとしては、2千万円につきましては市町分賦金の増額をお願いいたし、残り2千500万円は使用料収入での対応を考えておりますが、これについては、今後事務局でもう少し検討してまいりたいと思います。

議長 吉田義彦議員

19番、本間信一議員。

19番 本間信一議員

ただいまのご説明で、償還財源等を見ましても非常に厳しいように伺われますし、この次までで結構ですので、資料としてお示しいただけるとありがたいと思います。また、苦肉の策として、非常に長期間に渡って基金の繰り入れ等手当てをして行くわけですが、先行き不透明で見通しがつきにくい今の時代に、15年間は長いのではないかと考えます。また、食肉センターの運営がスムーズであれば問題ないわけですが、不測の事態等やってくるようなことがあれば、基金だけではなく組合本体への影響へと発展することも考えられます。そんなことで、基金の繰り入れは慎重にお願いしたいと思いますし、また、利用料の値上げをやるにしても近隣施設等との均衡等もあり波紋が出てくるでしょうし、どちらを向いても厳しい状況だと思われまます。その上、食肉センターの稼働による施設維持管理、修繕等も出てくるわけですし、今後の見通しについて伺っておきたいと思います。

議長 吉田義彦議員

食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

私の説明で、一言、訂正をお願いしたいと思います。確かに15年間に渡って1億円ずつ借りることについては、概ね了解をいただいている訳ですが、ただ、16年目以降、毎年1億円ずつ償還していくのか、余裕が出てくれば2億円ずつ償還するのか、このところはまだ、お話しもしておりませんしご了解もいただいておりますので、16年目以降の対応については未定でございますので、おことわりさせていただきます。今後の修繕・工事の関係でございますけれども、建設時の業者と施設の今後について話し合いを持ち、5年スパンで計画を立て試算をしております。後日、資料としておだししたいと思います。

議長 吉田義彦議員

19番、本間信一議員。

19番 本間信一議員

承知いたしました。青果会計も食肉会計も、会計のみならず大きな問題点を抱えているのが現状だと認識いたしました。今後、事業については真剣に取り組んでいかなければな

らないと思いますし、話し合う機会を与えていただければと要望申し上げます。

議長 吉田義彦議員

9番、兵田藤吉議員。

9番 兵田藤吉議員

使用料についてですが、17年度と同じ金額です。2億4千100万円。先程の説明で、大体500頭くらい見込まれるということで、たいへんいい結果だろうということで、1千100万円の補正をかけております。16年度と18年度を比較してみますと、9千頭ほど伸びております。たいへん好ましい状況だと思います。メーンが豚ですけれども、今後の搬入される見込みについてお伺いしたいと思います。災害、事故等考えられる訳ですが、生産者・搬入者が安定して来ているのか、その当たりの見通しをお願いいたします。

議長 吉田義彦議員

お諮りいたします。

会議時間を30分延長いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ご異議なしと認めます。食肉流通施設事務所主幹。

黒坂信勝食肉流通施設事務所主幹

18年度のと畜頭数の見方でございますが、庄内食肉公社で搬入業者に調査を実施したものでありますが、全体での搬入頭数が23万5千400頭でございます。少し堅めに見て23万頭として計上いたしております。それから、今後の頭数の見込みでありますけれども、17年度の場合は、牛のBSEとか鳥インフルエンザの関係で、代替需要とすることで豚肉に反映されたと言う事情があり、また業者の方々が県外から積極的に集荷した結果なのではないかと見ております。豚の場合、経済動物でありまして、種付けしてから大体10ヶ月くらいで出荷を向えると言うことで、景気の変動を非常に受けやすい動物であると聞いております。養豚経営者は、先を見通す事が出来ないとむずかしいのではないかとこの見方もあります。今後のと畜頭数を問われた時、今後の経済がどうなるのかということもわからないと、ここではっきりとした数字を返答は出来ないところです。ただ、食肉処理場の安定経営には、畜産振興も含めて考えていかないと立ち行かなくなっても困る訳ですので、今後、構成市町の担当課長の幹事会という組織もございますので、幹事会の中で充分検討しながら、畜産振興にも力をいれて参りたいと考えております。

議長 吉田義彦議員

9番、兵田藤吉議員。

9番 兵田藤吉議員

ありがとうございました。何と云っても、安定したと畜頭数がなかったら経営安定は望めないと思います。経済動向によって左右される一番の動物であると言うことで、ここだけではなしに、県外からも集荷をすると。幹事会、公社だけでなしに市町に大いに呼びかけて協力をしてもらおう方法で、今まで以上に安定した、永く続く生産者、生産者も減ってきてはいると思いますが、庄内一円、一致協力してがんばってってもらおう事を要望して

終わります。

議長 吉田義彦議員

これで質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

議第7号「平成18年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算」の討論を行います。（「なし」の声あり）

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより採決いたします。

議長 吉田義彦議員

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第7号「平成18年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算」を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10 議第8号 平成18年度庄内広域行政組合市町 分賦金

議長 吉田義彦議員

次に、日程第10、議第8号「平成18年度庄内広域行政組合市町分賦金」についてを議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。菅原事務局長。

菅原一司事務局長

議第8号、「平成18年度庄内広域行政組合市町分賦金」についてご説明申し上げます。当組合の分賦金につきましては、一般会計・青果特別会計・食肉流通センター特別会計の3つの分賦金があります。一般会計につきましては、前年度より710万円、41.5%減の1千200万円、青果市場会計は前年度と同額の3千700万円、食肉会計につきましては、2千万円、33.3%増の8千万円をお願いしております。合計いたしまして、前年度より1千290万円、11.3%増の1億2千702万円となっております。構成団体毎の負担割合ですが、一般会計につきましては別表1のとおり、全額を人口割で配分しております。青果市場会計につきましては、市場での旧鶴岡・旧酒田の都市部への販売割合が高いということを考慮に入れまして、別表2のとおり、全体の6割を都市割として、

鶴岡・酒田両市で折半いたしまして、残り4割を人口割で配分しております。食肉会計につきましては、現施設が旧鶴岡・旧酒田にあった既存施設を統合して新たに設置したという事情を考慮いたし、別表3のとおり、全体の7割を固有割として鶴岡・酒田両市で折半いたし、2割を人口割、1割を頭数割で配分しております。各市町の分賦金の額及び納期につきましては、別表記載のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上であります。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

次に、議第8号「平成18年度庄内広域行政組合市町分賦金」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております、議第8号「平成18年度庄内広域行政組合市町分賦金」について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。よって、原案のとおり可決することに決しました。

日程第11 議第9号 庄内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等の一部改正について

議長 吉田義彦議員

次に、日程第11、議第9号「庄内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。菅原事務局長。

菅原一司事務局長

議第9号「庄内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。この改正は、第1条において特別職の方に対する費用弁償の内、

私有車を利用した場合の1キロメートル当たりの車賃を26円から29円に改正するものです。また、第2条において、一般職の職員の旅費関係であります。支給額が管理職とそれ以外の職員で区分されておりましたけれども、今回、その区分をなくすると共に、私有車利用の際の1キロメートル当たりの車賃を26円から29円に改正するものであります。また、附則において、施行月日を平成18年3月1日とするものであります。なお、この改正の内容につきましては、これまでも鶴岡市の規定に準じておりました。新鶴岡市におきましては合併時に今回の改正内容で改正されております。以上でありますので、よろしくご審議の上ご可決下さいようお願い申し上げます。

議長 吉田義彦議員

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、質疑を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

次に、議第9号「庄内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等の一部改正について」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 吉田義彦議員

ないようですので、討論を終決いたします。

議長 吉田義彦議員

これより、採決いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております、議第9号「内広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例等の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

議長 吉田義彦議員

起立全員であります。よって、原案のとおり可決することに決しました。

閉 会

議長 吉田義彦議員

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成18年2月庄内広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 5時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年 月 日

議会議長

議会議員

議会議員